

物件名： データ通信サービス付きタブレット端末（高齢福祉課）		
No.	質問事項	回答
1	端末キッティング費用の申込(契約)は弊社の協力会社での申込(申込書の取り交わしも必要)でも問題ないか。請求については弊社より請求となる。	本入札は落札者を受注者として「いわき市物件供給仮契約書」(議会の議決後に本契約に移行します)を締結し、受注者が請求者となります。 その他、当市からの申込書の作成を必要とする場合、相手方は受注者の協力会社とすることも可能ですが、請求者については契約書に基づき受注者となります。
2	令和8年度分の月額料について、弊社の料金改定等があった場合、協議の上、提供料金の変更は可能か。	令和8年度分については、料金改定等があった場合、協議の上で月額料金の変更は可能です。
3	端末の保守は不要との認識でよいか。	有償による端末の保守は不要です。
4	仕様書の保護ケースについて「ふた部分を折ることで縦・横置きできる手帳型のもの、装着したままで充電」とあるが下記製品は仕様を満たしているか。 エレコム製 カバー:TB-A24XWVBK ペンシル:P-TPACSTAP07XWH	ご提示いただいた製品で問題ありません。